

**2019年3月20日**

## 民放連が改憲国民投票CMガイドライン

### 民放連がガイドライン発表 憲法改正の国民投票CM

共同通信 2019/03/20 21:13

民放連は20日、憲法改正の是非を問う国民投票のCMなどについて、加盟放送局向けのガイドラインを発表した。民放連は「民放各社が自主・自律的に運用し、自ら判断するための参考資料と位置付ける」としている。

ガイドラインでは、売名につながりやすい個人出稿のCMや、企業や商品の広告に付け加える形で意見を表明するCMを取り扱わないことを明記。特定の広告主のCMが一部の時間帯に集中しないように特に留意することも盛り込んだ。

政党や政治活動を行う団体が出すCMの出演者については、党首や団体の代表に原則的に限定する。

### 特定CMの集中を規制＝民放連が国民投票でガイドライン

時事通信 2019年03月20日20時49分

日本民間放送連盟（民放連）は20日の理事会で、憲法改正国民投票CMの取り扱いに関する「考査ガイドライン」を決定した。特定の広告主のCMが一部の時間帯に集中しないよう留意することが柱。野党が求める国民投票法を改正してのCM規制には反対していく方針だ。

ガイドラインは、改憲案への賛否の勧誘や意見表明に関するCMに適用する。例えば、(1)企業広告や商品広告に意見・主張を盛り込む(2)賛否の勧誘や意見表明であることを明記していない(3)心情に過度に訴え、事実と異なる印象を与える一などのCMは扱わないとした。

### 改憲国民投票CMに指針 特定広告主の集中、回避促す 民放連

朝日新聞デジタル 2019年3月21日05時00分

日本民間放送連盟（民放連）は20日、憲法改正の賛否を問う国民投票の際に政党などが流すテレビ・ラジオCMについて、内容などに問題がないか放送前にチェックする「考査」の具体的な留意点をまとめたガイドラインを公表した。特定の広告主のCMが一部の時間帯に集中して流れることがないよう留意することなどが盛り込まれた。

民放連は投票前の14日間は関連CMを放送しない方針を決めており、ガイドラインは投票の15日以前に流すCMが対象。表現の自由の制約につながるなどの理由から、賛成派と反対派のCMの総放送時間を同じにするなどの量的な規制はしないことを決定済みだが、ガイドラインでは「広告主のCM内容が放送事業者の意見や主張だと誤解されることを避けるため」（民放連）、放送の仕方への配慮を求めた形だ。ふだんから商品CMや意見CMでも同様の配慮をしているが、改めて明記したとしている。

ガイドラインには他にも、「視聴者の心情に過度に訴えかけ、

冷静な判断を損なわせたり、事実と異なる印象を与えると放送事業者が判断するCM」は取り扱わないことなど合わせて19項目を明記した。

（鈴木友里子）

### 民放連、改憲の国民投票CMでガイドライン

日経新聞 2019/3/20 19:05

日本民間放送連盟（民放連）は20日、憲法改正の国民投票に関するテレビCMについてガイドラインを公表した。憲法改正への投票を呼びかけ、憲法改正への意見を表明する内容であることをCM内で明示する。特定の広告主のCMが一部の時間帯に集中しないよう留意を求めた。参考資料と位置付け、最終的には加盟各社の判断に委ねる。

広告主や出演者、CM内容など19の基準を示した。企業や商品広告に加える形で改憲への意見を表明するようなCMは取り扱わないよう求めた。出演者では政党や政治活動を手がける団体のCMの場合、公職選挙法が禁じる立候補の届け出前の選挙運動と疑われないよう、党首や団体の代表に原則限定するとした。